

特集

所得税 住民税

申告のお知らせです

2月16日から3月15日は 税の申告相談受付期間です

土・日曜日を除く

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

スタート

平成17年1月1日現在、大網白里町に住所がありましたか？

住民税の申告は住所地をお願いします

16年中に収入がありましたか

同居の家族の扶養になつていましたか

住民税の申告が
必要です
※親族の住所・氏名を記入

サラリーマンやパートの方ですか

申告の必要はありません

別居の親族の扶養になつていないか

年末調整は済んでいますか

確定申告または住民税の申告が必要ですよ

住民税の申告が必要ですよ
※生活状況を記入

給与以外の所得がありましたか

2カ所以上から給与をもらっていますか

住民税の申告が必要ですよ

給与以外の所得が20万円を超えていますか

確定申告または住民税の申告が必要ですよ

勤務先から給与支払報告書が役場に提出されているか(会社に確認してください)

確定申告が必要です

住民税の申告が必要です

申告の必要はありません

所得税の申告が必要な方

- ①平成16年分の各種所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除、その他の所得控除の合計額を超える、次のような方
- 商売をしている方(商工業、農業、自由業などの事業から生ずる収入のある方)
- 土地や建物などを売った方
- 土地・建物などの賃貸料や権利金などの収入のある方
- ②給与収入で次のような方
- 給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与以外の所得が20万円を超える方

申告に必要な書類等

- ① 印鑑
- ② 給与・年金所得者は源泉徴収票あるいは収入金額を証明するもの
- ③ 農業所得のある方は、作成済の収支内訳書
- ④ 事業(営業)所得のある方は、作成済の収支内訳書
- ⑤ 医療費控除を受ける場合は医療費などの領収書・保険金などで補てんされた場合、その金額のわかるもの(医療費控除の内訳書をご利用ください。なお、会社の健康保険組合等が発行した「医療費のお知らせ」は領収証とはみなされませんのでご注意ください。)
- ⑥ 国民健康保険、国民年金、介護保険、任意継続社会保険の支払いのある方は領収書
- ⑦ 生命保険料、損害保険料などがある場合は保険料支払証明書
- ⑧ 寄付金控除のある方は証明書
- ⑨ 昨年中に10年以上のローンでマイホームを取得し住宅借入金等特別控除を受ける方は、源泉徴収票、購入者本人の住民票(写し)、売買

契約書または請負契約書(写し)、登記簿謄本(抄本)、金融機関の年末残高等証明書、計算明細書(税務署・役場税務課にあります。)

必要経費の把握が不可能なことから、申告の受付はできませんので、あらかじめご了承ください。

農業所得は収支計算で

農業所得を申告される際は、事前に「収支内訳書」を作成のうえ、申告会場に來場されますようお願いいたします。

なお、「収支内訳書」が作成されていない場合は、収入や必要経費の把握が不可能なことから、申告の受付はできませんので、あらかじめご了承ください。

次の方は、東金税務署で申告をしてください

- ☆ 青色申告をされる方
- ☆ 譲渡所得の申告をされる方(土地・建物、ゴルフ会員権や株式などを売った方)
- ☆ 雑損控除を受けられる方(台風や火事などで住宅や家財が倒壊した場合など)

☆ この他に、平成16年分以前の申告・準確定申告、贈与税や消費税の申告なども、東金税務署で申告受付をしています。

問 東金税務署 ☎(52)3121

- ① 平成16年の途中で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
- ② 退職所得のある方で、その所得を含めて申告することによって源泉徴収された所得税から定率減税を受けることができる方
- ③ 年末調整を受けなかった方
- ④ 平成16年分の各種所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除、その他の所得控除の合計額を超える、次のような方
- ⑤ 商売をしている方(商工業、農業、自由業などの事業から生ずる収入のある方)
- ⑥ 土地や建物などを売った方
- ⑦ 土地・建物などの賃貸料や権利金などの収入のある方
- ⑧ 給与収入で次のような方
- ⑨ 給与の収入金額が2千万円を超える方
- ⑩ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑪ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑫ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑬ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑭ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑮ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑯ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑰ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑱ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑲ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ⑳ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉑ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉒ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉓ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉔ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉕ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉖ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉗ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉘ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉙ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉚ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉛ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉜ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉝ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉞ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㉟ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊱ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊲ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊳ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊴ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊵ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊶ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊷ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊸ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊹ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊺ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊻ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊼ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊽ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊾ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ㊿ 給与以外の所得が20万円を超える方

◆ 確定申告書作成相談会（東金税務署主催）

年金を受給されている方や、サラリーマンの方で、還付申告書を提出される方が対象です。

月 日	会 場	時 間
2月9日(水)	保健文化センター 3階ホール	午前の部 10:00~12:00
2月10日(木)		午後の部 13:30~16:00

◎当日は、作成された確定申告書の收受も同時に行います。

◆ 税理士会が行う無料申告相談

月 日	会 場	時 間
2月17日(木)	保健文化センター 3階ホール	午前の部 9:30~12:00
2月23日(水)		午後の部 13:00~16:00

◎この相談は、白色小規模事業者のための無料相談です。

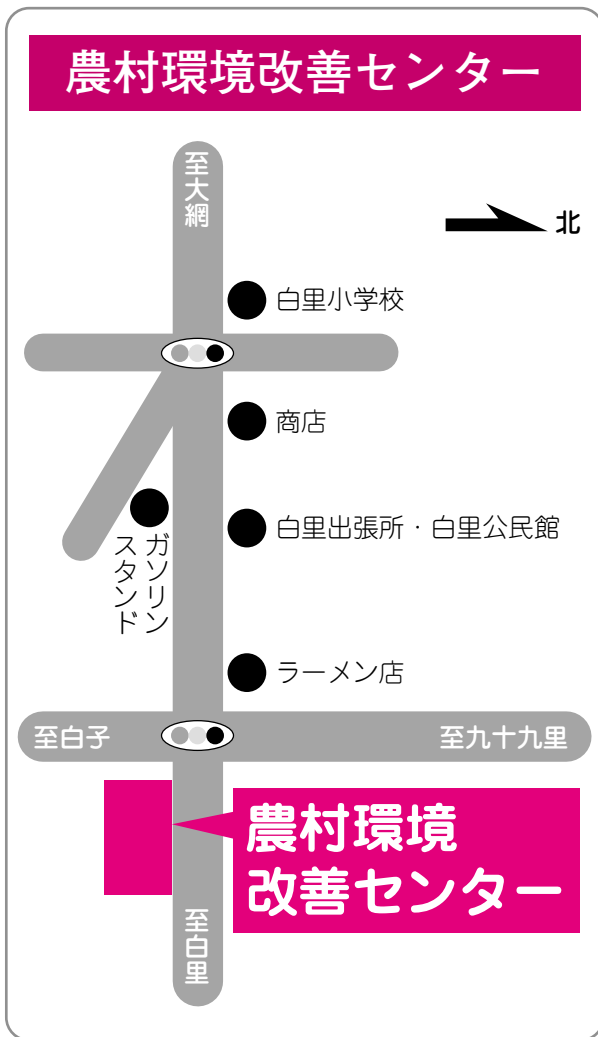
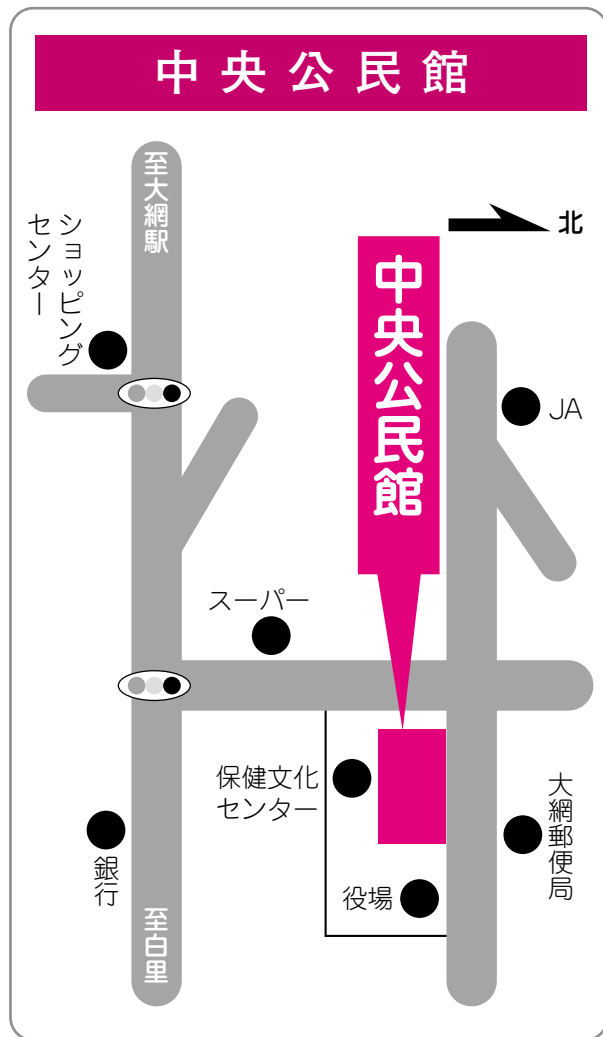
◎還付申告される方もお気軽にご利用ください。

◎譲渡所得のある方や相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。

<東金税務署からのお知らせ>

東金税務署では、給与所得者や年金受給者の方々の還付申告受付がすでに行われておりますので、混雑を避けるためにも、東金税務署でお早めに確定申告をお願いいたします。

また、東金税務署では、昨年2月の日曜日（2日間）、確定申告相談事務を行いました。今年は確定申告期間中の休日（土・日曜日）の業務は行いませんのでご注意ください。



◆ 所得税・住民税の申告相談会場と日程

相談期間	2月16日(水) ～ 3月15日(火) (土・日)を除く
会場	中央公民館 2階 視聴覚室 ----- 農村環境改善センター 農事相談室
時間	午前の部 9:00~11:00 午後の部 13:00~16:00

申告相談は、中央公民館と農村環境改善センターで行います。

納税は口座振替で

口座振替とは、金融機関が納入者に代わって、納入者が指定した預金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。従って、納期を忘れて、納税のために金融機関に出向くこともなく、便利な制度です。

◇利用できる税目

住民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

◇申込方法

口座のある取扱金融機関の窓口へ預金

通帳と届け出印を持参のうえ、所定の申込書で手続きをしてください。

◇取扱金融機関

千葉銀行 みずほ銀行
三井住友銀行 中央三井信託銀行
りそな銀行 埼玉りそな銀行
京葉銀行 千葉興業銀行
山武都市農業協同組合
銚子信用金庫 中央労働金庫
銚子商工信用組合
東京スター銀行 郵便局

申告書の発送につきましては、前回の申告状況等を基にしておりますが、場合により送付されない事があります。
平成16年中に所得のある方や、転入された方で所得のある方は、申告書受領の有無にかかわらず、申告が必要な場合は、自主的に申告手続きをして頂きますようお願いいたします。用紙は、東金税務署・役場税務課にあります。

☆給与以外の所得が20万円以下の方
☆給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されていない方
☆公的年金などを受給している方で、役場に公的年金等支払報告書が提出されていない方
※所得がない等の理由で、住民税の申告をされない場合は、国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、課税証明書などの交付ができないこととなりますので、ご注意ください。

☆農業や自営業、不動産所得などのある方で、確定申告の必要のない方

確定申告が必要なくても住民税の申告が必要な方

◎確定申告に関する問合せ 東金税務署 ☎(52)3121
◎住民税申告に関する問合せ 町税務課住民税係 ☎(70)0321